

自転車に乗るときの5つのポイントと日常点検

自転車を安全に乗るポイント

- 1 Point** 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 Point** 交差点では信号と一時停止を
守って安全確認
- 3 Point** 夜間はライトを点灯
- 4 Point** 飲酒運転は禁止
- 5 Point** ヘルメットを着用

日頃から点検しよう！自転車の点検ポイント

- ブレーキ**
前後それぞれ
しっかり利くか
- ベル**
しっかり鳴るか
- ライト**
明るく付くか
- サドル**
またがってハンドル
を持ったとき、両足
が軽く地面に届くか
- タイヤ**
空気は十分か
すり減っていないか
- 尾灯・
反射器材**
割れたり、
汚れたりして
いないか



定期的な点検整備と万が一に備えた保険への加入を！

第一種（青色マーク）



日常点検に加え、定期的にプロの点検整備を受けましょう。自転車安全整備店で点検整備を行った自転車には「TS マーク」が付帯されます。TS マークには、万が一の交通事故に備えた傷害保険や賠償責任保険が付いており、有効期間は1年間です。



詳しくはこちら



思わぬ事故
に備えよう

自転車乗車用ヘルメット購入費の助成

自転車事故による死亡事故では、死亡原因の多くが頭部損傷です。自分や家族の大切な命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。市では、自転車乗車用ヘルメットの購入費用を一部助成しています。



市民安全課

オンライン申請
もできます

- **対象者** 市内在住の人
- **対象品** 市内販売店で4月1日以降に購入した安全基準認証（SGマークなど）を満たしている新品の物
- **助成額** 購入費の1/2で最大**3,000円**
(100円未満切捨)
- **申込期間** 4月1日（水）～令和9年3月25日（木）
- **申込方法** 下記を準備のうえ、Web 又は市民安全課窓口で
 - ① 販売証明書（販売店作成）
 - ② 振込口座がわかるものの写し
 - ③ 窓口のみ印かん（スタンプ印不可）
 ※オンライン申請にはマイナンバーカードが必要です

4/6（月）～4/15（水）は春の全国交通安全運動

交通ルールを守って交通事故ゼロへ！

【重点的な取組み】

- ① 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする **歩行者の安全確保**
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の **安全運転意識の向上**
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の **交通ルールの理解・遵守の徹底**

4/10（金）は「交通事故死ゼロを目指す日」です



免許がなくてもドライバー
ルールを守って責任ある運転を！

自転車の交通ルールと正しい乗り方

新生活が始まる4月。通学や通勤で新たに自転車を利用し始める人も多いのではないのでしょうか。自転車の交通ルールと正しい乗り方を改めて確認しましょう。

【問】市民安全課（本庁2階） ☎24-2131



自転車のルール無視が命取りに

自転車に関わった令和6年中の死亡・重傷事故のうち**75%（4人に3人）**は、自転車側に何らかのルール違反が認められています。

自転車は手軽に利用できる便利な乗り物ですが、道路交通法では「軽車両」として位置付けられていて、車と同じように交通ルールを守る必要があります。特に、信号の遵守や一時停止、夜間のライト点灯などの基本的なルールを守ることが重要です。



筑西警察署 交通課

安全運転を
心がけよう！

4 / 1（水）～ 自転車事故のない安全で安心な社会のために
自転車の交通違反にも**交通反則通告制度（青切符）**が適用されます！

■ **対象者** 16歳 以上

■ **交通反則通告制度** とは

比較的軽微な交通違反に交通反則切符（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。この際に発行される「交通反則通告書」が、いわゆる「青切符」と呼ばれています。



■ **主な反則行為と反則金** ※これらの反則は一例です

<p>携帯電話使用等（保持） ※ながらスマホはNG</p> <p>12,000円</p>	<p>遮断踏切立入り</p> <p>7,000円</p>	<p>制動装置（ブレーキ）不良</p> <p>5,000円</p>
----------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	-------------------------------------------------

❗ **交通切符（赤切符）**となる行為

飲酒運転、あおり運転、ながらスマホで交通の危険を生じさせたなど、重大な違反を起こした場合は、刑事手続により処理されます。

その他の違反行為
について▶▶

